

低入札価格審査書

平成30年12月25日

世田谷区財務部経理課

1 件 名 世田谷区立総合福祉センター後利用施設改修工事

2 入 札 日 平成30年12月5日(水)

3 調査対象者 ハザマ・エンジニアリング株式会社

4 予 定 価 格 311,180,000円(税抜)

5 入 札 価 格 264,000,000円(税抜)

6 調査実施概要

	調査項目	調査内容
1	その価格により入札した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今までに同種の工事を何件も受注しており、これまでのノウハウを活かして、効率的に施工できるため、コスト圧縮が可能である。</li> <li>・下請企業との取引を、手形での支払いではなく、現金で行う等、長年にわたり強い信頼関係を築くことで、下請企業への安価な発注が可能である。</li> <li>・主要工種については、複数の協力会社から見積もりを徴収し、必要に応じてヒアリングを実施する等、適正な積算に努めている。</li> <li>・資材置き場から対象工事現場へのルート付近に手持工事があり、運送費や資材調達費等のコストの一部を圧縮可能である。</li> <li>・手持ち資材や機械が複数あることから、リースや新規購入に比べ、コスト圧縮が可能である。</li> </ul>
2	契約対象工事付近における手持ち工事の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・件 名：都立青鳥特別支援学校(30)空調設備改修工事 受注状況：民間下請 工 期：H30.6～H31.11 施工場所：世田谷区</li> </ul>
3	契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・件 名：都立青鳥特別支援学校(30)空調設備改修工事 受注状況：民間下請 工 期：H30.6～H31.11 施工場所：世田谷区</li> <li>・件 名：●●邸新築工事 受注状況：民間元請 工 期：H30.11～H31.4 施工場所：神奈川県横浜市</li> </ul>

4	配置予定技術者	<p>監理技術者 監理技術者（建築工事業、大工工事業、左官工事業ほか）</p> <p>一級建築士</p> <p>一級建築施工管理技士</p> <p>特別管理産業廃棄物管理責任者</p> <p>他社員 2 名を配置。</p>
5	契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連	<p>①本 社：東京都世田谷区上野毛一丁目 2 5 番 2 号宇田川ビル 2 F</p> <p>②資材置き場：神奈川県横浜市</p>
6	手持ち資材の状況	メッシュシート、B 型バリケード、カラーコーンほか
7	資材購入先及び購入先と入札者との関係	建築用シーリング、小口タイル、白ガス管、防音パネルほか、下請企業全 1 4 社から購入予定
8	手持ち機械数の状況	インパクト 3 台、セーバーソー 1 台、ブロワ 1 台、サンダー 3 台、卓上スライド丸鋸、マゼラー 2 台ほか
9	労働者の具体的供給見通し	<p>下請企業から作業員を確保する。</p> <p>※調査対象者からは監理技術者外 2 名を配置する。</p>
10	過去（直近 5 ヶ年程度）に施工した公共工事名及び発注者並びに履行状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・件 名：30 食肉市場小動物棟 1 階大動物 C ライン扉修繕工事 発注者：東京都 工 期：H30.8～H30.10 金 額：1,313,280 円</li> <li>・件 名：30 食肉市場大動物 C ライン 2 階廊下扉ほか補修工事 発注者：東京都 工 期：H30.8～H30.9 金 額：859,680 円</li> <li>・件 名：世田谷区立希望丘小学校増築工事に伴う既存改修等工事 発注者：世田谷区 工 期：H30.4～H30.9 金 額：139,082,400 円</li> </ul> <p>上記ほか 69 件</p>
11	第一次下請の予定業者及び予定下請金額	1 5 者を予定している。下請金額は未定である。

## 7 委員会

開催日	平成30年12月25日（火）
審査結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・長年取引実績がある下請企業との関係性、現場への移動経路上に施工中の手持工事があることによる運送費・資材調達費等の一部圧縮、手持ち資機材の状況等から、適切な品質を維持したままでコストを削減していることを確認した。</li><li>・主要工種については、複数の協力会社から見積もりを徴収し、必要に応じてヒアリングを実施する等、自社において価格の妥当性を検証していることから、適正な積算への認識がされていることを確認した。</li><li>・アスベスト撤去について、対象面積を区の積算よりも少なく見積もっていたが、費用を全体工事金額の中に入れ込むことで、下請企業にしわ寄せが生じることなく、発注内容どおりの施工を適切に行うことが可能であることを確認した。</li><li>・世田谷区公契約条例における事業者の責務や労働報酬下限額について理解したうえで積算していることを確認した。</li></ul> <p>以上、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるとは認められないので、落札者と決定する。</p> <p>ただし、コスト圧縮による下請企業へのしわ寄せや粗雑工事が生じることがないように、世田谷区低入札価格調査制度要領第8条及び世田谷区公契約条例の観点を踏まえ、区は発注者としての責任を持って、工事の進捗管理及び現場監督を徹底する。</p>